

publicity magazine

by Chiba Federation of Small Business Associations

chushokigyo-chiba

中小企業の経営革新と連携組織の活性化を応援する活性化情報誌

中小企業ちば



茂原駅（茂原市）

Contents 【主な内容】

- トピックス p 3 専門委員会開催
- 特 集 p 4 有限責任事業組合契約に関する法律
- 施 策 p 6 高度化事業
- 組合Q&A p 8 組合役員の役割
- 視 点 p 10 ゴーストタウンから蘇生した街づくり
- ご 案 内 p 12 中央会共済制度のご案内
- 事務局訪問 p 13 千葉鉄工団地（協）
- 景 況 p 14 情報連絡員報告
- お知らせ p 15 次世代育成支援対策支援センター

2005

7

100yen



千葉県中小企業団体中央会

URL:<http://www.chuokai-chiba.or.jp>

photo by T.Funatogawa



第57回中小企業団体全国大会への要望事項

I [総合]

- 我が国の景気は回復基調にあるとされるが、中小企業は未だ厳しい状況が続いている。低迷する地域経済とその基盤である中小企業が元気を回復できるよう、大胆な景気対策を推進すること。
- 平成18年度の予算編成に当たっては、経営革新と新たな発展基盤の形成に努力する中小企業を強力に支援するため、中小企業対策予算を大幅に増額すること。また、三位一体改革による中小企業施策の助成措置については、引き続き国庫補助金として維持すること。
- 中小企業への官公需発注を大幅に増大させるため、各発注機関に対する官公需施策の周知徹底を図るとともに、官公需適格組合の優先活用を図ること。

II [組織]

- 中小企業が経営革新や研究開発及び創業の推進に積極果敢に取り組んでいくよう、中小企業連携組織対策を中小企業対策の重要な柱として位置づけ拡充強化するとともに、中小企業団体中央会の人件費を十分に確保すること。
- 中小企業組合が過度の事務負担を負わないよう設立認可、定款変更、各種届出等事務に係る所管行政庁の一元化を図ること。

III [金融]

- 厳しい金融情勢に立たされている中小企業を支援するには、商工組合中央金庫を始めとする政府系中小企業金融機関の役割は極めて重要なので、民営化・統廃合は行わず、将来も民間金融補完機能を維持・強化すること。
- 信用補完制度の抜本的見直しにあたり、部分保証制度等の導入により中小企業が新たな貸し渋りを受けないようまた資金調達面でコスト・アップとならないよう最大限配慮すること。
- 中小企業基盤整備機構の行う中小企業倒産防止共済制度をより有効に活用できるよう掛金限度額及び共済金貸付限度額を引き上げること。

IV [税制]

- 中小企業の事業承継の円滑化を図るために、次の措置を講じること。
①事業用資産の生前相続特例制度（贈与税の相続時までの納税の繰り延べ）を創設すること。
②中小会社の取引相場のない株式等に係る評価方法の更なる改善を図ること。
③事業用小規模宅地の相続に係る課税特例措置の減額率を80%から100%に引き上げること。
- 中小法人の軽減税率の適用所得限度額を1,500万円（現行800万円）に引き上げること。

V [商業]

- 「まちづくり3法」（大店立地法・中心市街地活性化法・改正都市計画法）が制定され7年が経過したが、全国の中心市街地は活性化するどころか、3法制定時よりさらに寂れています。中心市街地を活性化し、コミュニティの再生を図るために、大型集客施設の立地に関する「広域調整の仕組み」の創設や、タテ割り行政を排除した、都市と農村を通じての公共的な見地に立ったゾーニングが可能となる「計画的な土地利用制度の確立」など、現行制度の総合的・抜本的な見直しを行うこと。
- 中心市街地活性化の推進であるTMO（タウンマネージメント機関）の運営と財政基盤の強化を図るために、「大型空き店舗活用支援事業」や「中心市街地活性化タウンマネージャー派遣事業」等の支援期間の延長や補助率の拡大、地方行政サービスのTMOへの業務委託促進など、支援策の拡充を図ること。
- 大規模小売業等が行う不当廉売、不当表示あるいは優越的地位の濫用による不公正な取引については、厳正、迅速に対処すること。

VI [労働]

- 熾烈なコスト競争で厳しい経営を強いられている中小企業が更なる負担増となる、厚生年金、介護保険の適用対象拡大及び医療保険の保険料率引き上げは行わないこと。
- パートタイム労働者自らが「就業調整」を行うことのないよう、所得税・住民税の非課税限度額を大幅に引き上げるとともに、社会保険の適用年収基準も引き上げること。
- 労働基準法制の見直しにあたって、中小企業の規制強化にならないよう実態を十分に踏まえること。
①法定労働時間内において、所定労働時間を超えて労働させた場合の割増賃金義務化は行わないこと。
②解雇の際における「金銭賠償方式」の導入については、中小企業に加重的制約と負担を課すことのないよう配慮すること。

VII [環境]

- 中小企業が廃棄物処理及びリサイクルを効率的に推進していくため、地方公共団体等による最終処分場の確保、新たな処理施設の確保・設置等を強力に推進すること。

専門委員会開催 国への要望事項とりまとめる

本会は六月二十四日、千葉市内において専門委員会（委員長：柴崎三郎）を開催した。

これは会長の諮問機関として中企業に対する適切な振興策を確立し、本会運営の円滑化を図るために設置しているもので、議題は①国への要望事項として、この秋に北海道で開催される「第五十七回中小企業団体全国大会の要望事項」、②千葉県への要望事項等を審議した。

委員会では、はじめに昨年度の要望事項について事務局よりの経験

過説明が行なわれ、引き続き本年度の要望事項について委員から提

出された案件を基に、事務局の素案とともに審議された。
要望事項は中小企業振興対策の一層の充実強化を求めるもので、総合、組織、金融、税制、商業、労働環境と多岐にわたった。

当日の審議結果はさらに事務局で整理・検討され、次のように取りまとめられ、全国中央会の専門委員会に提出した。

有限責任事業組合契約に関する法律

～リミテッド・ライアビリティ・パートナーシップ(Limited Liability Partnership)制度の創設～

現 状

◆事業体の3つの特徴

海外では、創業を促し、事業者や専門人材が連携して行う共同事業(ジョイント・ベンチャーなど)を振兴するため、LLPやLLC(リミテッド・ライアビリティ・カンパニー)という新しい事業体制度を整備。

【有限責任】

出資者が出資額までしか責任を負わない。

【内部自治原則】

出資者が自ら経営を行い、利益や損失の配分などを柔軟に決めることができる。

【構成員課税】

出資者に直接課税されるので、法人課税を課された上に、出資者への利益分配にも課税されるということがない。

【米国のLLC:有限責任会社】

ここ10年間で80万誕生。

IBM・インテルなどの共同研究。金融産業、IT産業などで活用。

【英国の LLP : 有限責任組合】

2000年創設、1万を超える。

LPMPなど会計・法律事務所、デザイン、IT産業などで活用。

課 題

我が国には、この3つの特徴を兼ね備えた事業体は存在しない。

◆共同事業の際の一長一短

[株式会社]

- ・出資者は有限責任。
しかし、
- ・1株1票原則で、取締役などの設置が強制、
- ・法人課税が課された上に、出資者への配当にも課税される。

[民法組合]

- ・出資額の多寡に拘わらず、利益や損失を出資者の貢献に応じて柔軟に配分。
- ・構成員課税のため、組合段階には課税されず、出資者に直接課税される。
しかし、
- ・出資者は全員が無限責任。

対 応

▼ 民法組合の特例として有限責任事業組合制度を創設。

1. LLPの出資者全員に有限責任制を付与

2. 貢献に応じた柔軟な損益の配分

民法組合と同様に、才能やノウハウを持つ中小企業や個人を高く評価することが可能に。

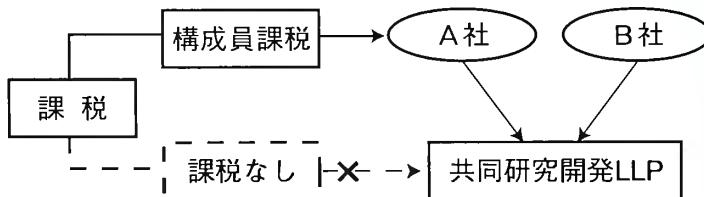
3. LLPに対する構成員課税の適用

民法組合と同様に、LLP段階では課税せず、組合員(構成員)に直接課税する仕組みを適用する。

○新規創業の促進

○創造的な連携共同事業の促進

- ・中小企業同士の新規事業連携
- ・ベンチャーと大企業の連携
- ・産学連携
- ・ITや金融の専門人材による共同事業
- ・大企業同士の共同研究開発



有限責任事業組合契約に関する法律

LLP制度が創設されました

4月27日、「有限責任事業組合契約に関する法律（LLP法）」が成立した。同法律は、民法組合の特例として「有限責任事業組合（LLP）制度」を創設するもので、以下はその要旨。

■組合契約

- 1 有限責任事業組合（以下「組合」という。）は、個人又は法人がそれぞれの出資価額を責任限度として共同営利事業を営むことを約し、出資に係る払い込み又は現物給付を全部履行することによって効力を生ずる契約（以下「組合契約」という。）により成立する。
- 2 組合契約を締結しようとする者は、組合契約書を作成しなければならない。なお、組合契約書には、組合の事業、名称、所在地、組合員の出資の目的及びその価額等を記載するほか、この法律に違反しない事項を記載できる。
- 3 組合契約が効力を生じたときは、組合契約書の記載事項等を登記しなければ善意の第三者に対抗できない。

■組合員の権利及び義務

- 1 組合の意思決定は、原則として組合員全員で行い、組合員全員が業務執行に参加する。
- 2 組合員は、その出資価額を限度として組合債務を弁済する責任を負う（有限責任制度の導入）。
- 3 組合業務に関して第三者に損害が生じたときは、組合員は、組合財産から損害賠償する。
- 4 組合員が自己の職務において悪意又は重大過失があったときは、当該組合員は、第三者に生じた損害を賠償する。

5 組合員は、組合財産を自己の固有財産及び他の組合の組合財産と分別して管理しなければならない。

■組合員の加入及び脱退

- 1 新たに組合員になろうとする者は、加入に際して変更される組合契約に従い、出資の払い込み等を完了した時に組合員となる。
- 2 各組合員は、死亡、除名等のほか、やむを得ない場合を除いて組合を脱退できないが、組合契約書で別段の定めをすることを妨げない。

■計算等

- 1 組合員は、組合の財務諸表を作成し、開示しなければならない。
- 2 組合員の損益分配の割合は、出資比率に応じて定めるものとするが、総組合員の同意により別段の定めをした場合は出資比率と異なる配分を行なうことができる。
- 3 組合財産は、分配可能額を超えて組合員に分配できない。

■組合の解散及び清算

- 1 組合は、目的たる事業の成功又はその成功の不能、組合員が一人になったこと、総組合員の同意等によって解散する。
- 2 清算人の選任及び解任、清算人の業務執行の方法等について所要の手続き等を定める。

〔附則〕

この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

◆千葉県の商工業関係団体の電話番号◆

■千葉県商工労働部経営支援課

TEL. 043-223-2712

■千葉市経済農政局

TEL. 043-245-5111

■千葉市産業振興財団

TEL. 043-201-9501

■千葉県産業振興センター

TEL. 043-299-2651

■千葉県中小企業団体中央会

TEL. 043-242-3277

□銚子支所 TEL. 0479-24-1570

□松戸支所 TEL. 047-368-3992

□千葉地域中小企業支援センター

TEL. 043-242-3361

□茂原地域中小企業支援センター

TEL. 0475-22-3361

□松戸地域中小企業支援センター

TEL. 047-364-3111

□佐倉地域中小企業支援センター

TEL. 043-486-2311

□木更津地域中小企業支援センター

TEL. 0438-37-8700

■千葉県産業支援技術研究所

TEL. 043-231-4325

□天台庁舎 TEL. 043-252-2101

■農業総合研究センター

TEL. 043-291-0151

■ジェトロ千葉貿易情報センター

TEL. 043-271-4100

■中小企業金融公庫千葉支店

TEL. 043-243-7121

■国民生活金融公庫千葉支店

TEL. 043-227-1171

■商工組合中央金庫千葉支店

TEL. 043-248-2345

■商工組合中央金庫松戸支店

TEL. 047-365-4111

■千葉県信用組合協会

TEL. 043-241-0400

■千葉県信用保証協会

TEL. 043-247-0731

□東葛飾支所 TEL. 047-365-6007

■千葉県商工会議所連合会

TEL. 043-222-7110

□銚子商工会議所 TEL. 0479-25-3111

□千葉商工会議所 TEL. 043-227-4101

□船橋商工会議所 TEL. 047-432-0211

□木更津商工会議所 TEL. 0438-37-8700

□市川商工会議所 TEL. 047-377-1011

□松戸商工会議所 TEL. 047-364-3111

□佐原商工会議所 TEL. 0478-54-2244

□茂原商工会議所 TEL. 0475-22-2361

□野田商工会議所 TEL. 04-7122-3585

□館山商工会議所 TEL. 0470-22-8330

□八街商工会議所 TEL. 043-443-3021

□東金商工会議所 TEL. 0475-52-1101

□柏商工会議所 TEL. 04-7162-3311

□市原商工会議所 TEL. 0436-22-4305

□習志野商工会議所 TEL. 047-452-6700

□成田商工会議所 TEL. 0476-22-2101

□佐倉商工会議所 TEL. 043-486-2331

□八千代商工会議所 TEL. 047-483-1771

□浦安商工会議所 TEL. 047-351-3000

□君津商工会議所 TEL. 0439-52-2511

■千葉県商工会連合会

TEL. 043-242-3361

■千葉県商店街振興組合連合会

TEL. 043-242-3277

■千葉県商店街連合会

TEL. 043-242-3277

■千葉県異業種交流融合化協議会

TEL. 043-242-3277

■千葉県官公需適格組合受注促進協議会

TEL. 043-242-3277

高度化事業

共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組みたい方のための施策です。

千葉県（中小企業基盤整備機構）から、中小企業者が共同で事業環境の改善や経営基盤の強化に取り組む場合に必要となる設備資金を、事業計画に対するアドバイスを受けたうえで、長期・低利（又は無利子）で貸付が受けられます。

■対象となる方（事業）

I 経営戦略の実現や経営上の問題の解決に、事業協同組合などを設立し共同で取り組む中小企業者が対象となります。主な事業の活用例は以下のとおりです。

①工場を拡張したいが隣接地に用地を確保できない、騒音問題のため操業に支障があるなどの問題を抱える中小企業者が集まり、郊外に充実した設備の整った工場を新設し、事業の拡大・効率化、公害問題の解決を図る〔集団化事業〕

②商店街に、アーケードやカラー舗装、駐車場などを整備したり、各商店を改装し、商店街の魅力・利便性を向上させ集客力を高める〔集積区域整備事業〕

③大型店の出店などにより今後の経営に危機感を抱いている商店主が、共同で入居するショッピングセンターを建設し、集客力・販売力を向上させる〔施設集約化事業〕

④中小企業者が共同で利用する共同物量センター、加工場や倉庫などの施設を建設し、事業の効率化、取引先の拡大を図る〔共同施設事業〕

II 地元の中小企業者を支援するために、第3セクター（株式会社、公益法人）、商工会・会議所等が行なう、

①起業家を支援するインキュベーション施設

などを設置し運営する事業〔地域産業創造基盤整備事業〕

②商店街活性化・集客力向上のため、多目的ホール、駐車場、共同店舗などを設置し運営する事業〔商店街整備等支援事業〕

*上記各事業で整備した既存施設のリニューアル事業も貸付の対象になります。

■支援内容

I 貸付条件

- ①貸付限度額：なし
- ②貸付割合：原則として80%以内
- ③貸付対象：設備資金
- ④貸付利率：年0.8%（固定金利）、又は、無利子（特別法に基づく事業など）
- ⑤貸付期間：20年以内（うち据え置き期間3年以内）
- ⑥担保・保証人：千葉県又は中小企業基盤整備機構の規定により徴求

II 診断の実施

貸付に当たっては、事前に事業計画について、千葉県が中小企業診断士等の専門家を活用して診断・助言を行ないます。診断・助言には計画の内容により中小企業基盤整備機構も参加します。また、貸付後も運営診断・アドバイスは隨時行なっています。

■利用方法

高度化事業に対する融資は、原則として県が貸付の窓口となりますので、まずは、次の担当窓口にお問い合わせ下さい。

□千葉県商工労働部経営支援課

TEL.043-222-2712

□中小企業基盤整備機構地域・連携推進グループ地域・連携企画課

TEL.03-5470-1528

組合役員 (理事・監事) の役割

この五月の通常総会で新しく理事や監事になつた方々も多いと思います。組合の役員は、組合との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもつて職務を行なわなければなりません。

ここで改めて、組合役員の役割について考えてみよう。

役員選出の意義

する報告を求め、必要あるときは組合の業務及び財産の状況を調査することを職務とし、とくに会計に不正がないかどうかを監査する。このように役員は、組合運営に参与する組合の最高責任者であるから、役員に有能な人を選ぶか否かは組合の盛衰に大きな影響を及

役員は総会（総代会）において

・監事)の役割

選出する。役員は重要な機関であるから、総会以外の場所において選出されたものについては効力を生じない。

役員の選出は組合の定款に基づいて行わなければならない。

理事の資格

組合の理事は、組合活動の中心にあつてその業務を推進していく任務を課せられているものであるから、事業の経営能力が優れていることはあるが、必ずしも理事的に参画できるひとでなければならぬとともに、次のような制限がある。

①組合の現に行っている共同事業と実質的に競争関係にある事業を行つている者（法人の場合にはその役員）は、その役員の理事になつてはならない。ただし、その事業が組合員資格事業となつている場合は当然この制限は適用されない。

②員外理事の場合は、①のほかに組合員資格事業と同一の事業または組合員資格事業と実質的に競争関係にある事業を行つている大企

(1) 代表理事

代表理事は、理事会において決定した業務を現実に執行する職務を担当する必要常置機関であり、一般的の理事との関係は、信任に基づく一種の復代理人である。代表理事は必ず理事でなければならぬから、理事の地位を失えば当然に代表理事の地位も失うが、逆に代表理事の地位を失つても理事の地位を当然には失わない。

理事の職務権限

代表理事の職務権限は組合代表権と業務遂行権があり、組合代表権は広範であつて定款及び総会の決議の範囲内において、組合の業務すべてに及ぶ。したがつて、代表理事が組合のために行つた行為とは原則としてすべて組合の行為となり、その行為の効果はそのまま組合に帰属する。代表理事の業務遂行権の主なものは次のとおり。

①組合の事務全般を処理し事務局の維持管理を行う。②総会の招集（総会招集の決定権は理事会にあり）が、これに従つて具体的な召集

手続きは代表理事が行う)。③定款及び規約を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に、総会及び理事会の議事録を十年間主たる事務所に、その謄本を五年間従たる事務所に備えて置くこと。④通常総会の開催日の一週間前までに、決算関係書類(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案または損失処理案)を監事に提出するとともに、これを主たる事務所に備え置くこと。⑤決算関係書類に監事の意見書を添えて通常総会に提出すること。⑥理事会を招集し、主宰すること。⑦通常総会終了の日から二週間以内に、行政庁に対し決算関係書類を提出すること。⑧登記必要事項を登記すること。

(2) 代表権を有しない理事

代表権を有しない一般理事の職務権限は、次のようなものである。

①理事会に出席し(書面を含む)組合の業務遂行について意見を述べ、議決に加わること。②代表理事を選任すること。③理事会を招集すること。

なお、これらの権限行使するにあたっては、理事は代表権を有すると否とを問わず、それぞれの

■理事の職務権限

(1) 代表理事

作表現事は理事会において決定して業務を現実に執行する職務

を担当する必要常置機関であり、

一般の理事との関係は、信任に基

「一種の復作理人である。代表理事は必ずしも理事でなければならない。

いから、理事の地位を失えば当然

に代表理事の地位も失うが、逆に

代表理事の地位を失つても理事の

代表理事の職務権限は組合代表

権と業務遂行権があり、組合代表

権は広範であつて定款及び総会の

漢語の範囲内にない緑色の美勞すべてこ取ぶ。したがつて、代

表理事が組合のために行つた行為

は原則としてすべて組合の行為と

なに、その行方の結果はその後のことは

遂行権の主なものは次のとおり。

①組合の事務全般を処理し事務局

の総括管理を行なう。④総会の指揮（総会召集の決定権は理事会にあ

るが、これに従つて具体的な召集

立場において「善管注意義務」が課せられているので、与えられた職務の遂行にあたっては、委任の本旨にしたがってこれを処理すべきであるとともに、理事として行動する場合は、常に組合全体の利益となるところを、個人としての利益より上位に置いてなすべきことを銘記しなくてはならない。

当然、一般的の理事も、代表理事も組合と契約するときは理事会の承認を得なければならぬ。

■理事の責任

(1) 組合に対する責任

理事は、組合との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもつてその職務を行わなければならぬし、また法令、定款、規約の定め及び総会の決議を遵守して職務を行うべき忠実義務を負つている。理事は、このような個人的責任のほかに、併せて理事会を構成し、業務遂行の決定に参画するとともに、代表理事による業務遂行の監視的役割を果たすべき集団としての責任もある。

したがって、理事が任務懈怠によりその責任を果たし得ず、組合に損害を与えたときには、その行為が作為であると不作為であると

組合に対し損害賠償の責に任じなければならない。民法の一般原則に従えば個々に責任を追及されるが、組合の理事の性格にかんがみ、が、組合の理事の性別にかんがみ、とくに連帯責任としている。

この任務懈怠には、代表理事または特定理事の行為に対する監視義務の懈怠も当然に含まれる。代表理事が、理事会で議決された業務を執行し、これによつて組合に損害を与えた場合において、理事が善良なる管理者の注意をもつて理事会の決議を行い、かつ、執行すれば組合に損害を与えるなかつた

であろうと考えられるとき、すなわち、その損害が理事会を構成する理事の任務懈怠によつて生じたものであるときは、その決議に賛成した理事は、現実の執行者たる代表理事と同じ立場に立つと考えられるので、とくに執行者とみなされ、連帶して責任を負わなければならぬ。

この場合、理事会に出席して議事に参画した理事は、明確に反対した旨を議事録にとどめない限り、賛成者と推定されるので注意を要する。

(2) 第三者に対する責任

理事がその職務を行うにつき、その取引相手たる第三者に損害を与えたときは、それがその理事の悪意または重過失によつて生じたものである場合に限り、その理事は直接に被害者たる第三者に対し、理事は直接に損害賠償の責任を負わなければならぬ。

■監事の責任

監事は、委任の本旨にしたがつて善良なる管理者の注意をもつて、上記の職務を遂行する義務を負うものであるから、監事がこの決算関係書類中の重要な事項について、不実記載をしたり、不実の登記または公告をした場合も、これにより被害を被つた第三者に對し、理事は直接に損害賠償の責任を負わなければならぬ。

監事となる者は、会計監査といふ職務の遂行に必要な諸条件、すなわち会計、経理、団体財務についての知識を有すべきことは勿論、的確公正な判断を下せる能力と旺盛な責任感を備えてゐることが望まれる。

また、法律上監事は、理事または組合の使用人と兼務してはならない。

監事の職務権限（会計監査）

- 理事が総会に提出しようとする決算関係書類について、意見書を作成すること。
- 組合の会計帳簿及び会計関係書類を閲覧し、監査

すること。
③理事、参事及び会計主任その他使用人に対する報告を求めること。
④組合の業務及び財産の状況を調査すること。（会計監査を行うために特に必要があると認められるとき）

主にその他の使用者に対する報告を求めること。
④組合の業務及び財産の状況を調査すること。（会計監査を行うために特に必要があると認められるとき）

■詳細については、本会指導相談室又は銚子あるいは松戸支所までお問い合わせ下さい。

コンサルタントの目

ゴーストタウンからドイツ風街づくりで蘇生した 「レーベンワース」を訪ねて

ワシントン州レーべンワースはシアトルからR—2号を東へ車で3時間半のところにある。アメリカの国道は一般に奇数は南北方向、偶数は東西方向につけられているので、日本ならば国道1号線にあたり、多分大西洋から太平洋へ通ずる幹線道路として必要性があつて開拓早期に開通したに違いない。

レーべンワースには、昔は鉱山があり、鉄道開通とともに繁栄したそうで、ドイツ系民族によつて開拓された地域であった。しかし、その鉱山の閉山とともに街の衰退が始まり、1960年代にはゴースタウン化もすすみ、今後どう対応していくかが課題となってきた。

以下は、当地を訪れ、レーべンワース商業会議所のメディアコディネーターのケンボルスト氏にお伺いしたお話を概要である。

ゴースタウン化した街にどう対応すべきかを地元のワシントン

大学の協力を得て調査し、ドイツ系市民が多いことから、バーバリアンをテーマとした都市なら復興の可能性があるとの結論が出されている。ケンボルスト氏もドイツ七世だそうである。この結論を受け、先ず街並みをドイツのバイエルン地方の景観に直すこととなつた。

ドイツ系市民が多いといつても、リーダーのケンボルスト氏ですら七世であり、ドイツのことをよく知つている市民はいなかつた。そこで、先ずドイツでも景観が類似しているバイエルン地方の絵はがき集めから始めていた。リーダーのケンボルスト氏で

も、エーデルワイスという店であり、系市民が多いことから、バーバリアンをテーマとした都市なら復興の可能性があるとの結論が出されている。現在は100店以上になり、ドイツの風の建物に統一されており、豊富な生花のデコレーションとともに華やいだ雰囲

続いて6～7店が改装をすすめている。現在は100店以上になり、彼らの全てがドイツの建物に統一されており、豊富な生花のデコレーションとともに華やいだ雰囲

新規にオープンする場合には、看板やサインも、モールの理事会が定める景観維持のルールに従わなければならぬ。もちろん、ネオンサインなどは許可されないという。

エーデルワイスと並んで、1500室のホテルもあるが、それらの全てがドイツの建物に統一されており、豊富な生花のデコレーションとともに華やいだ雰囲

ファーストフードのほか、合計で1500室のホテルもあるが、それらの全てがドイツの建物に統一されており、豊富な生花のデコレーションとともに華やいだ雰囲

ファーストフードのほか、合計で1500室のホテルもあるが、それらの全てがドイツの建物に統一されており、豊富な生花のデコレーションとともに華やいだ雰囲

マクドナルドでもシティバンク

街並みの保全や店舗の改築に関して、全ての費用は経営者の負担で、花壇やフワラーポットの管理も経営者によつてすすめられていく。

マクドナルドでもシティバンクでもドイツ風の外観に收められて

いることは、いかにこの地域の人達の再開発への想いが高いかを示しているようだ。

マクドナルドでもシティバンクでもドイツ風の外観に收められて

いることは、いかにこの地域の人達の再開発への想いが高いかを示しているようだ。



商店街のポストカード

近隣の州から遊びに来た来街者が知人に出すポストカードとして人気があるという。いずれもドイツに縁のある人のようでこの地があたかもドイツと受け止められているようだ。

最初に改装したのは中心部の960年に始まっている。

最初に改装したのは中心部の960年に始まっている。

業種は殆どが「お土産屋さん」年中興味をもつてもらえるイベントをすすめているが、事務局は3人、行政は公園などの公共部分の整備にのみ予算が使われるだけだ

中央会共済制度のご案内

■三井住友海上火災保険との提携保険

I 団体自動車保険

【会員のメリット】

*会員事業所の業務用自動車はもとより、役員・従業員のマイカーも、約5%の割安で有利な団体扱いで加入できます。

【特長】

- ①保険料はニーズに合わせた設定。
- ②保険料は指定の口座から引き落とし。
- ③会員事業所だけでなく従業員も加入可能。

II 団体障害保険

【会員のメリット】

*会員事業所の従業員が業務上又は通勤途上の災害を被った場合「普通傷害保険」に最大46%割引の有利な団体契約で加入できます。

(24時間補償タイプもあります。)

*政府労災保険の認定を待たず保険金を支払います。

III 労災保険

【会員のメリット】

*会員事業所の従業員が業務上又は通勤途上の災害を被った場合「労働災害総合保険」に59.5%割引の有利な団体契約で加入できます。

IV 休業補償制度

【会員のメリット】

*会員事業所の従業員が病気やケガで仕事に全く従事できなくなった場合「所得補償保険」に36%割引の有利な団体契約で加入できます。

■三井生命保険との提携保険

*中央会では企業の事業承継とそれに伴うリスクマネジメントを応援する共済から、経営者や従業員のための次のような各種共済制度をご提案しております。

*保険の種類を選択する場合は「三井生命の保険種類のご案内」をご覧ください。三井生命の職員が持っております。

I 経営者・従業員のための総合保障プラン

II オーナーズプラン

III 特定退職金共済

IV 個人年金共済

【加入できる者】

- ①法人の役員（Ⅲを除く）
- ②事業主（Ⅲを除く）
- ③従業員

【税法上の特典】

- ①法人負担保険料は全額損金（必要経費）算入（IVを除く）
- ②IVは個人年金保険料控除、脱退一時金は一時所得として特別控除適用

■詳細については本会業務推進部

TEL 043-242-3277

■資料請求や、内容の説明をお聞きしたい場合は次の提携保険会社にご連絡下さい。

三井住友海上火災保険株式会社

千葉支店千葉中央支社 TEL 043-225-2716

三井生命保険株式会社

千葉ブロック TEL 043-225-2812

千葉鉄工業団地協同組合

専務理事 長沢 敬 司



長沢専務理事

としても常々考えてきたそうだ。

そこで、新規事業として二つの事業を考えている。一つは環境への取り組みを重視し、共同回収事業を実施した。十分な構想の下にトライアル実施し、昨年度は述べ六回実施できた。これからも順次取り扱い品目を増やしていき、ゼロエミッションを目指している。

【組合の概要】

当組合は製造業を中心とした、工場団地で、昭和三十八年に「近代化資金助成法」の適用を受けて集団化事業に着手、四十三年に二十三の組合員全社が進出完了した。

その後の幾多の経済的試練にも、そのつど組合員の一致協力によりこれを克服し、昭和五十五年には高度化資金を返済。その後様々な事業に挑戦して組合の存続意義を保つてきた。平成五年度の創立三十周年記念事業では約四十億円を投入して、組合会館と共同宿舎を完成させた。



左より大沢さん、長沢専務、宇賀神さん、繩田さん

【長沢専務の横顔】

長沢専務は、商工中金の出身。商工中金のときは、転勤が多くたので、まずその土地とお客様に馴染むために、地元の地理や歴史を学んで、花の時期ごとに、名所旧跡を訪ねたりするのが慣わしなつた。仕事の関係で当然経済関係の本は多く読んできたが、ある時期から他のもの、例えば、藤沢周平のものはほとんど全部読んだし、最近では「半落ち」や「第三の時効」の横山秀夫合としても強固な組織にしたいということで、理事長はもとより事務局

もう一つは組合員の総務部長、取締役クラスの人材を委員に登用して、組合事業推進委員会を立ち上げた。これは、組合の収益を図る事業では

なく、組合がマンパワーと資金を投入して、組合員の経営支援、例えば与信管理やビジネスチャンスを広げるためのサポート事業を中長期的な視野で手がけていきたいとのことでした。

~集積を生かした共同事業と組織活動~

所在地	千葉市花見川区千種町295-2
設立	昭和38年1月
代表理事	坂戸 誠一
組合員数	30名 (出資金9,000万円)
主な事業	共同施設の運営管理事業、金融事業、設備リース事業、環境関連事業、教育情報事業、福利厚生事業

長沢さんは、奥様と息子さんの三人で埼玉県の久喜市に暮らしている（もう一人の息子さんは結婚して独立）。が、住まいが遠方のため、金帰月来の生活。普段は組合の宿舎で単身生活を送っている。

リタイア後の夢をお伺いすると、テレながらも「体育会系で高校球児（キャッチャー）だったものですから、春の選抜高校野球を、握り飯でも持つて、全試合スコアブックに記録を探りたい」とのこと。

昭和二十二年十月秋田市生まれ。



▲組合会館と共同宿舎



皇太子殿下（現天皇陛下）と
美智子妃殿下が当鉄工団地を
ご視察（昭和48年10月）

県内の中小企業動向 &トピックス・五月

なか、注意深く見守っている。
メーカーの供給姿勢に変化は無く、市中の荷動きは低迷が続いている。
在庫が増加した。

■製材

【県下全域】
製品・角材ともに商いは低調、価格についても概ね横ばい、特に製品についてはプレカットへのシフトが進み一般向け用材の需要は厳しい。

■印刷

【千葉】
休の関係もあるが、ひどい状況である。

■生コン製造

【県下全域】
対前年・前月比共に増加したが、四月より集計方法に変更があり、実質的にはほぼ横ばいである。

■電気鍍金

【県下全域】
幾分回復の兆しが見えるが、行きは依然として不透明である。

■鉄工

全般に業況順調である。

■建設

建設関連の鉄骨加工受注では、現場組立作業も含めて上昇機運にある。また、材料支給が散見され、られる。

■鉄鋼

鉄鋼業界の景況は引続き好調であるが、中国での反日運動が続く

■千葉

建設関連業が落ち込んでいるため、土砂についても需要の激減から景況が低迷している。

■建築材料卸売

セメント数量は災害特需もあり、前年よりは回避傾向にある。価格は一部で極端な安値もあるが、横ばい傾向である。原燃料アップによるコストアップを吸収できず、価格転嫁もままならず収益は更に悪化している。

■自動車解体

メーカーは四月から値上げを目論んでいるものの浸透は難しい状態で、組合員の統廃合が続き、スリム化傾向はまだ続くようである。

■千葉

連休明け以降大きな変動はない。会員における小売動向もスポット的な動きは見られるものの景気浮揚には程遠い。

■東京

大型店は、在庫調整でミニバンなどの小型車にシフトし、専門店では時代を先取りして福祉車両、ハイブリッド専門センターなど新しい動きが見られる。

■機械金属製造他異業種

【流山】
昨年来踊り場的な停業期に入っています。未だ景況の上向き感は見られない。

■土砂採取

【鎌子他】
建設関連業が落ち込んでいるため、土砂についても需要の激減から景況が低迷している。

■小売

【柏】
陽気が不安定なため、軽衣料を中心に、全般に良くない。

■青果小売

【県下全域】
主力のデジタル関連商品の大福な値下がりが進行中である。

■電気機器小売

【県下全域】
農家の減少と農機のラインアップのハザマの中で、新品農機の絶対数の減少化傾向が続く。時代適応型の適者となりえる条件とは何か、放置をすればメーカーの直販のみの流通となり、組合の基盤白体にひび割れの可能性がある。

■中古車仕入・販売

【県下全域】
大型店進出と九十九円ショップの影響を受けて各地で売上の低下が見られる。

■宿泊

【勝浦】
宿泊は前年度並み、日帰りは若干減少しており消費額が大幅に落ち込んでおります。GW後の来客は年々減少している状況です。国内の景気は二極化しており、サービスの回復のめどはまだ全く先が見えなく早急な対策がほしいところです。水産業はカツオの水揚げが昨年を上回つており活気が出ています。

■遊覧船

【安房郡】
本年五月は天候に恵まれた分、工事にて一部地域で稼動率上昇。ゴルデンウイークの期間は、客足が伸びました。

■学習塾

【県下全域】
入塾者数も、四月で決まった数を維持し小康を保っている。

■建設

【県下全域】
連合会加入組合員の官公庁からの受注額は六三億五千九百万円であった。前月比では、三六億九百万円の減少となつた。今月の特徴としては、千葉市を始めとし各町村からの発注が多かつた。

■小売・サービス

【千葉】
他の地区では上向いているとの電話も聞くが、東金・山武郡地区は停滞気味である。

■農業機械販売整備

【県下全域】
農家の減少と農機のラインアップのハザマの中で、新品農機の絶対数の減少化傾向が続く。時代適応型の適者となりえる条件とは何か、放置をすればメーカーの直販のみの流通となり、組合の基盤白体にひび割れの可能性がある。

■小売・サービス

【鎌子】
シティがオープンしたが今のところ大きな影響は無いようである。

■建設

【千葉】
他の地区では上向いているとの電話も聞くが、東金・山武郡地区は停滞気味である。

■小売・サービス

【千葉】
他の地区では上向いているとの電話も聞くが、東金・山武郡地区は停滞気味である。

■建設

【千葉】
他の地区では上向いているとの電話も聞くが、東金・山武郡地区は停滞気味である。

■小売・サービス

【

